

平成 30 年 9 月 5 日

九州電力株式会社

川内原子炉設置変更許可取消訴訟（行政訴訟）第 9 回口頭弁論が行われました**—火山事象に関する立地評価の合理性を主張—**

本件は、原子力規制委員会が平成26年 9 月10日付けで当社に対して行った川内原子力発電所 1 号炉及び 2 号炉の設置変更許可の処分の取消しを求めて、国を被告として、平成28年 6 月10日に提訴されたものです。当社は平成28年 8 月23日から訴訟参加しております。

今回、当社は準備書面を提出し、川内原子力発電所 1 号炉及び 2 号炉の設置変更許可申請における火山事象に関する立地評価が合理的である旨の主張を行いました。なお、次回期日については平成30年12月17日に指定されました。

今後とも、訴訟において当社の主張を十分に尽くし、川内原子力発電所の安全性等についてご理解いただけるよう、引き続き努力してまいります。

以 上



ずっと先まで、明るくしたい。

「快適で、そして環境にやさしい」

そんな毎日を子どもたちの未来につなげていきたい。

それが、私たち九電グループの思いです。